

2018/8/28

特定社会保険労務士事務所 小山 繁雄

※ 厚生年金の月収要件の再緩和を検討中 ~ 厚労省 ~

→ 短時間労働者(パート)への適用拡大 月収 6.8 万円から加入

労使合意があれば厚生年金保険の被保険者数が 500 人以下の企業であっても、平成 29 年 4 月から短時間労働者も厚生年金・健康保険に加入できるようになっています。

厚労省では人手不足の中、パートタイマーの待遇改善の一環として、現在の月収要件(賃金月額 8.8 万円)を緩和し、月収 6.8 万円に引き下げて加入者を最大 200 万人増やすことを検討している。

2018 年 9 月の年金部会で検討会などを設置、議論し 2020 年の国会で関連法案を成立させ適用対象の拡大を目指す。成立後、最短 1 年以内に施行させたいという。

働き方改革と税制改革でパート労働者の労働時間は増加しており、2016 年の適用拡大のときには、「**106 万円の壁**」と呼ばれ加入が懸念されていたが、パート加入見込 25 万人という想定を超え、38 万人が加入したという。

生活防衛と長寿 100 年時代といわれる老後への備えの表れとみることもできる。

しかし、パート労働者を多く雇用する流通業界、中小零細企業などからは、前回も費用負担増に対して強い反対があり、今回も調整がかなり難航するものと思われる。



顧客ニーズをつかみ、きめ細かな品揃え、欠品のない売り場づくりに注力する 食品スーパー

» 資料 <https://www.nikkei.com/article/DGKKZ03461280026082018MM8000/>